

代理確認・代理受給等について

- 世帯主本人による確認・受給等が困難な場合は、代理人による確認・受給等が可能です。
- 代理ができる方の範囲とその際に添付が必要な書類は以下のとおりです。
- 確認書が届いた方で、オンライン申請をする場合は、下記の必要な書類の画像を添付してください。

(1) 令和5年12月1日時点で支給対象者が属する世帯の世帯構成員	
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）	
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー ・法定代理人を証する書類のコピー

(3) その他（本人による申請・受給等が困難な場合で、かつ代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理）	
---	--

■老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所されている方	
代理ができる方	施設の職員
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー ・代理人が施設の職員であることを証する書類（職員証のコピー等）

■里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている方	
代理ができる方	里親
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー ・代理人が里親であることを証する書類（措置決定通知書のコピー等）

■配偶者からの暴力を受けているDV等被害者の方	
代理ができる方	民間支援団体の職員
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー ・民間支援団体の職員であることを証する書類（職員証のコピー等）

■留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者	
代理ができる方	弁護士
添付が必要な書類	・代理人の本人確認書類のコピー ・本人と代理人との関係を説明する書類（弁護士資格を有するものであることを証する書類のコピー等）

○上記以外の理由で代理確認・代理受給等をする場合、下記コールセンターまでお問い合わせください。

【大分市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター】 097-529-5902 （受付時間：平日9：00～17：00）
